婦選

昭和三年　拾月號　第二卷第八號

◆婦選十月號目次◆

▼主張―政治運動の秋・米價つり上と婦人……
▼不戰條約は世界平和への積極的一歩……上代 たの
▼米が騰つた……奥 むめお
▼二業地問題……和田 富子
▼ホノルヽから……市川 房枝
▼望月内相に呈す……久布白落實
▼陪審法の實施について……
……宮川 靜枝
▼會員募集のエピソード……
▼婦人の公民教育の必要と展望(二)……河崎 なつ
▼二業地許可の苦盃……守屋 東
▼婦選座談會―汎太會議、市疑獄、花柳病豫防法案
……金子 茂・吉田 信子・武田 睦子・宮川 靜枝・鈴木 澄
▼同志の人々(小出ちか女史)……
……伊藤 仲子
▼婦選ニュース・内外時事・萬華鏡
婦人界片々・海外婦選ニュース
麹町だより・編輯餘録

主張

政治運動の秋

板舟權問題に端を發した東京市會議員の疑獄はその後京成電車乘入れ、市長問題に迄も擴大して、その收まる所を知らぬ狀態にある。

而して司直の手の益々振はれつゝある一方市政革新の叫びは各方面に擧り、婦人の立場よりも亦已に起つて戰ひつゝある數ヶの團體がある。即ち婦人市政研究會は、市議の總辭職を勸告すると共に、檢事當局激勵の策を執り、更に東京聯合婦人會と提携して、市政淨化の運動に共同戰線を張らんとし、聯合婦人會亦『帝都の清淨を期す』の申合に對して起たんとの勢ひを示して居り、無産婦人團體側に於ては、社會民衆婦人同盟、全國婦人同盟又各自支持せる無産政黨の市政糾彈に協力活動しつゝある。

更に又婦選獲得共同委員會も今秋の活動の第一歩をこの問題に決し、近々一大協同戰線により進出せんとして居る。

婦選獲得を目的とする我婦選獲得同盟は勿論これらの運動の大半に參加して、協同動作により、婦人の聲を徹底せしむべく、今秋の政治教育運動の第一段の計畫は、已に成り、一部はもはや實行に移つた。

この結果は、必ずや一般婦人大衆に今日の政治が如何に、職業政治家とその背後にある金權の魔手に繰られつゝあるかを教ふると共に、政治を婦人をもふくめる眞の民衆のものとなすべく、婦人も亦闘はらざるべからざるを感銘せしむる事に相當の成績を擧げ得ると信じられる。

實物教育の教材としては、餘りに犧牲の多きに過ぎるとはいへ、我等は飽迄これを用ひて、一意政治教育に力を注ぐべき秋に立つて居るのである。

然してこれにめさませられた婦人の大衆的な叫びが婦選獲得に一筋に集められる時、今日の婦選案に對する政府の弱腰も、民政黨の曖昧さも、もはや許されなくなるであらう。その日まで、われらは一意政治教育運動に邁進せねばならぬ。

米價のつり上と婦人

毎年新米の出荷前には幾分の米價の騰貴を見るのが定例ではあるが、本年は異常な昂騰を見た。今日迄の婦人は、たゞ家庭内にのみ生活して來た爲に、米價の騰貴も、神業か佛業か位に、これを人爲の如何ともすべきでないものゝ如く誤り考へて、たゞ高くなればかこち、下れば喜ぶのみで過ぎて來た。

然し乍ら、今日の家庭婦人に在つては、此處に安住蟠居する事はもはや許さるべきではない。日本婦人の大半の司どれる消費經濟に於て、一家の臺所の重心をなす米の値の騰貴も亦、大量の米の買〆が一部政商の手によつて行はれ、政府筋が背後にあつてそれを爲さしめたと傳へらるゝ風聞を我等は風馬牛にきゝ去る事は出來ない。

米の買〆とは何であるか。米價が騰つて利するものは誰であるか、困るものは誰であるかに就て、婦人はまづ知らねばならぬ。考へてみねばならぬ。

政治は遠きにない。婦人の生活、臺所に在るとは、この事實に明らかである。

消費經濟にめざめたる歐米婦人は、パンの價の低下の爲には常に根づよき團結運動を起し、この種の運動より遂に牢固として拔くべからざる婦選運動に進展したる例の尠くないのを我等は知る時に、今日の日本に於て爲すべきの如何に大なる時期なるかを今更想はずには居られない。

時は秋、われらは叫ばう。その叫びは、彼のすめる大氣と共にわが餘多の姉妹の胸内にしみ〲と響きも透るであらう事を信じて。

婦選ニュース

▲婦選案の運命

今冬の議會に提出せらるべき婦選案の政府案の運命については、望月内相尙早論を洩らし　政府部内にも贊成者多く、悲觀説が稱へられ出したが、行政審議會の方では依然として、幹事會で、調査研究を續けつゝある。

▲民政黨と婦選

政友會の婦選案取上げに對し、最初は公民權を主張した民政黨は、其後、尙早論に傾き、遂に九月、民政黨政務調査會に於て、尙早との決議をなすに到つたが之は、果して、眞に婦選に對してなされたる決議か、或は、黨略上のものかとは判じ難いが、後者とみるもの多く、婦選の對政黨問題は漸く露骨な事實を現はし來つたと觀測する向も多い。

▲市川代表米國に渡る

汎太平洋婦人會議後、布哇の婦人有權者の實狀視察に日を費した市川房枝氏は九月七日同地發桑港に向つた。今後の滯米日程は、桑港上陸後に決定するが、大統領選擧をみる筈で、歸朝は十二月中旬、歸朝直後、彼地の婦人政治教育に對する調査發表をなすと。

▲女子公民教育の實地調査

婦選獲得同盟の別動隊なる帝國教育會内女子教育研究會に於ては、九月中旬より全國中等學校宛、女子公民教育に關する諸項の問合せを約三千通發送した。

▲市政淨化運動と婦人

東京市會板舟疑獄に對し、婦人の側から蹶起した婦人團體は、社民、全國等の無産婦人團體は各支持の政黨と共に、殆ど連夜の演説會を開き、婦人市政研究會は、東京聯合婦人會と共同運動を申込み、同會ではこれが爲特別委員會を設けて當らんとし、婦選獲得同盟又、研究會と提携、活動を開始した。

▼今秋の共同委員會開かる

九月廿四日婦選事務所に開催、社民、全國、日本、參政、婦選の五團體集合今秋の方針につき協議し、近く市政糾彈の運動に着手する内意を決定した。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

内外時事

◇内務省の地方税制大綱原案

地租並に營業收益税委讓後の地方税制に關しては、内務省地方局に於て調査審議中であつたが、大體その大綱を決定したので、近く大藏省と協議する筈である。

◇各省の經費節減

昭和六年度から實行すべき營業收益税の委讓財源の一部に充當する意向で、且つ、各省の新規事業費に振り向けるべく、大藏省は各省に對して四・五・六年度の三ケ年を通じて既定費三千八百萬圓の節約を要求してゐる。而して陸海軍の方では三百萬圓の節約をするさうである。

◇國富の統計

政府は最近各方面で問題になつてゐる國富統計に關して多大の注意を拂つてゐたが、日銀其他各方面から、能ふ限り正確な材料を收集して今後ます〳〵正確な統計作成を期することにした。別に國民所得に關する統計も統計局に併せて作成させることにした。これによつて、諸外國の國富との比較が出來るわけである。

◇京電疑獄事件

前號既報の東京市會の板舟疑獄問題は其の後取り調べの進展に隨ひ、板舟より京成電車延長問題に飛火し今尚ほ醜類の檢擧はその盡くる所を知らない。即ち事件は、京成電氣軌道株式會社では線路を延長して押上終點より市内に乘り入る計畫を立て、是が東京市會の通過を圖るため、四十七萬圓をバラまいて反對市會議員の買收を行つたものである。而して京電專務取締役後藤國彥氏、政友會總務代議士中島守利氏、前警視廳警務部長正力松太郎氏共の他數人の代議士或ひは市議連は、京電社長新黨クラブ代議士本多貞次郎氏を中心に市議買收に狂奔した事が確實となりそれ〴〵瀆職罪或は贈賄罪として既に市ケ谷刑務所に收容、起訴された。尚ほ正力氏は昨冬の市長後任選擧の折立候補したが、それは全く京電が市に對し意のまゝ振舞ふため自巳と因緣付きの市長を必要とする所から、巨額の運動費を投じて醜怪な大運動をなしたものである事が判明したので、當局も餘りの醜狀に憤慨し、徹底的の醜類一掃を期してゐると。（二十四日）

◇地方共產黨有罪者三百名

本年三月十五日拂曉の全國的大檢擧に始まつた日本共產黨事件は、爾來記事掲載を禁止し、約六ケ月に亙つて全國各地の起訴者五百七十六名に對し治安維持法違反として豫審中であつたが、去る八月二十四日の福岡地方裁判所の豫審終結を始めとして岡山、神戸、名古屋、京都、函館、大阪、長野、札幌、新潟と東京を除き殆んど全國の豫審が終結し、氏名と決定書の概要のみ記事解禁となつた。

即ち有罪者は福岡地方三十五名、岡山十五名、神戸三十四名、名古屋五名、大阪九十七名、札幌三十六名、函館十七名、旭川九名、新潟十八名、長野九名である。尚東京地方裁判所における起訴者は百八十名に達し、内二名は女子學生聯盟員である。

◇舊勞農黨の更生

今年四月十日解散を命ぜられて以來、同黨幹部では新黨準備會を組織して今日に至つてゐるが、最近、合法的大衆黨を結成することに方針を定め、九月二十二日の幹事會で新黨の綱領政策を決定した、而して、十一、二月頃新名稱を以て結黨式を擧げる筈である。

綱　領

一、我黨は合法的手段により勞働者、農民、無產市民その他被壓迫民衆の利益の擁護と伸張のために戰ふ

一、我黨は全被壓迫民衆の政治的自由獲得のため戰ふ

一、我黨は無產階級戰線の統一を期す

◇婦人公民權を普選程度て

政府は行政制度審議會に命じて來議會に政府案として上程すべき婦人參政權問題を調査中であつたが、右は八九分通り完了し、八月中に調査を終つて目下愈々具體案の準備中なる由であるが、婦選獲得同盟の得たる情報によれば、具體案の内容は參政權、結社權は後廻しとし、取りあへず公民權を男子の普選資格と同樣の程度で與へんとするものであると

◇女子及幼年工坑内作業禁止

——但し昭和五年から——

長い間問題となつてゐた鑛山勞働者の勞働條件改善特に女子及幼年工の坑内作業、深夜業禁止は漸く去る九月一日改正規則となつて公布された。改正の主要點は

第七條　鑛業權者は十六歲未滿の者及び女子をして午後十時より午前五時に至る間において就業せしむることを得ず（以下略）

第十一條ノ二　鑛業權者は十六歲未滿の者及び女子をして坑内において就業せしむることを得ず鑛業權者は主として薄層を採掘する石炭坑に就業する鑛夫に付鑛山監督局長の許可を受け前項の規定によらざることを得

であるが、この法令は昭和五年九月一日より施行されるものであるため、各無產婦人團體では是が即時斷行を叫んで、各團共同して猛烈なる運動をする由である。

◇中等學校教育制度改善

文部省では多年の懸案たる中學教育制度改善に關し過般來調査委員會を設けて審議を重ねてゐたが、この

萬華鏡

×

□婦人と公民權——澤田謙氏が婦人と生活九月號に執筆されたもので、共同生活の自覺によつて、國家或は社會に生きて行く事を要求されてゐる我々が、國家或は社會に對して生存權を求めるのは當然の事で、生存權の一部門である公民權を要求するのは尙更當然である。而も生きて行かねばならないのは男性のみでは決してなく、婦人も亦男子と相並んで生きて行かねばならぬ義務を脊負つてゐるのであるから、男子の持つ公民權は女子も亦等しく持たねばならぬ。與へられねばならぬ事を說き、然し現在の日本婦人に直ちに公民權を與へるには一つの障碍がある。即ち日本の婦人には公民としての自覺が缺乏してゐる事であると云つて次のやうな事を書いて居られる。

『その家庭生活を見よ。日々拂ふ電燈料、瓦斯代、水道代のやうなものを、天から與へられた運命として、人間の力ではどうにもならないやうに思つてゐる。それ等のものを市營にするのと私營にまかせるのと、どの位損失が違ふか考へた事があるか。併し男子も亦それ等の自覺を完全に持つてゐるかと聞かれれば、申譯ない次第である。故に日本の國政市政はかくの如く紊れてゐるのだ。

そこで私は公民としての自覺が足りないから婦人に公民權を與へる事は待ちたいと云つたが、それよりも寧ろ汚がれざる婦人諸姉を日本の公民生活革新の最後の切札として殘して置きたいのである。充分の自覺なしに與へて腐敗せる男子の渦中に捲き込ませるより、暫く充分なる自覺の準備に力して、然る後與へる方が、どんなにか政治革新の上に有利であらう』

×

□男女同一勞働に對する男女同一賃金の要求を叫ぶ——勞働婦人第十冊で赤松常子氏が書かれたもので、職業婦人はこの

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

程原案を得。文部省でも大體賛成したが改正の主眼は實業科目を重んじ語學を減じ、劃一主義を廢して出來るだけ地方の事情に適應させ、夜間中學に六年制を許し、晝間中學と同一の資格を與ふる等であるが、女學校も略之にならひ、實科高女を廢止して一種の高女校にせんとするのである。

◇宗教法の再提案

文部省では、岡田文相時代に議會に提出された宗教法に大改正を加へて來議會に提出するため原案作成中であるが、一法律案とせず、三個の法律に區分したい意向で、宗派、教派、教團を通じて適用さるべき宗教團體通則とでもいふべきものと、取締罰則とを合したものを一法律とし、宗派、教派、教團、寺院等の團體にして共通し難きものを集めて一法律となすもの、及び、寺院境内國有地處分に關する法律とに分けようとするのである。而して、この三法案中の根幹をなす通則に於て最も問題となる重要なものは、宗教指定問題と宗教教師の資格問題と宗教審議會の問題である。

◇南北妥協成立

張學良氏は九月八日、南京に在る奉天代表邢士廉氏を通じて國民政府の提議たる

一、東三省は來る十五日より青天白日旗を揭ぐ

二、同時に東三省保安會を取消す

に對する賛意を傳達せしめた。かくて、二ケ月來日本朝野の問題となつた南北妥協問題は結末を告げたわけである。

汎太會議中の一夜議長アダムス女史主催の晩餐會

◇五院制實行困難

將に實現しようとしてゐた國民政府の五院制は、その組織法、運用等に幾多の疑義を生じ、各院の權限問題や院長の人選等も決定し兼ねる窮境に陷り、豫定の十月一日までに、五院の組織法と院長の發表は困難であらうと見られてゐる。

◇日支交渉進展か

濟南問題、條約問題、滿洲問題と、種々なる重要問題を擁しながら、一向にはかどらなかつた日支外交は最近、王正廷や周龍光氏等との交渉圓滑に進み、日支交渉はいよいよ近く本舞臺に入るものと見られてゐる。（九、二七）

◇多難なる聯盟軍縮の前途

ドイツは國際聯盟加入以來總會又は委員會で來年早々軍縮會議を開くやうにと催促してゐるが、フランス側では、會議を早くするよりもむしろその成功させることに努めねばならぬことの方を主張してゐるが、九月二十五日の聯盟總會の印象では、軍縮會議が來年開かるゝことは可なり困難で或は來るべきワシントン海軍協定會議と打つつかることになりはせぬかと危まれてゐる。

◇イタリーのムソリニ專制

イタリーのフアシスト最高評議會は九月十九日の同黨大會議の結果、終にイタリー政治組織の根本を覆す決議をなし殊に「皇位繼承、皇帝の權力」にまでも干渉しようとするやうな態度を明かにするに至つた。

我國の政治家中には、フアシストが、最初共産黨を驅逐することに努めたことによつて大いにこれを謳歌した向きもあつたが、反對黨の存在を許さず、言論および投票の自由を認めぬ同黨の獨裁政治は、イタリーをして、議會はあれども無きに等しきものとなし、全く、フアシスト一黨の專制政治下に置かるゝに至つたイタリーの將來は大いに注目に價するものである。

賣春婦論考

道家齊一郎氏著
定價四圓二十錢

吾國に於ける賣春婦問題研究の好資料として皆様におすゝめします。

王朝時代から現代に及ぶ歴史的研究、統計から見た吾國の賣春婦及び花柳病の狀態、公娼問題の近況、歐米の賣春婦と婦女賣買禁止に關する國際的な事業や、歐米に於ける賣春婦の狀態等に就ても實によく調査研究されてゐます。

殊に、その統計は社會政策社會衞生、社會教育に最も必要な參考となりませう。家庭婦人、お母様方にも、ぜひ讀んで頂きたい本であります。

本書は、婦選獲得同盟宛お申込みになれば、早速お取次ぎを致します。

問題をさげて目的を達する事は出來なかつたが、勞働婦人は男子より能率をあげてゐる事、勤務年限の無限である事等によつて目的を達し得る事を叫び、生産上同一の効果を生みつゝ婦人であるが故に賃金に差別を設けるのは人道的に許されず、婦人の人格を無視すると同時に、公正なる賃金の本質に戻る事、一家の經濟が男子一人に背負切れず婦人は單なる小遣取りとしてでなく生活戰の矢面に立たねばならなくなつた事、男子の失業をより多からしめ、資本家をして彼等の搾取を便利ならしめ利潤をいよいよ大ならしめる事を述べて、この問題に當つて居られる。

×

□婦人界見たまゝ――改造九月號山川菊榮氏――右題目のもとに一、政友會の婦選案、二、婦選獲得同盟の暗礁、といふ二項を擧げて居らるゝ。

一、政友會が平生の反動政策と矛盾する婦選案を提唱した裏には二重の意味が潜む、一は人氣取りのためであり、他は現行選擧法から何れは取除かねばならぬ幾多の制限の中、性の制限を部分的に撤廢することが、支配階級にとつて最も安全且つ最も犧牲の少い政策であるといふ點である。婦人參政權は既に國際的に承認されたブルジョア的原則であり、試驗ずみの安全な制度であつて、支配階級はその實施によつて何ものをも失はず却つて有力な味方を獲得するのが普通である婦人の政治的無自覺は、無條件で社會の現狀維持に味方し、婦人の參政權獲得が政治的形勢にも社會狀態にも何ら實質的變化を及ぼす恐れなきことの到る所に確認されてゐる今日、民衆の既得の權利を奪取し蹂躙するに汲々たる反動政府の政策として尤もなことである。

婦人參政權賦與の一事は動機の如何に關らず何人も異存は無いであらうが傳へらるゝやうに年齡上の制限を附するやうな特殊の條件附のものならば、それは徹底普選の實現を阻止する意味において利用さるゝものに外ならぬものであるから無産階級は徹底的に反對しなければならぬ。無産婦人の要求する婦選は徹底普選の一部分としての婦選に外ならぬ。と述べられてゐる。（九頁へつゞく）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

不戰條約は國際平和への積極的一歩

時評

上代たの

ケロッグ案不戰條約の價値に就いては世上色々の見解がある。國家政策遂行の具としての戰爭をしないと云ふ單なる誓が何の役に立つものかと、始めから無頓着の態度を取る人もあれば、軍備縮少の意志の伴はぬ不戰條約は僞善であるとする人々もある。英國の勞働黨の人々は特に目について此の立場にある様である。が、提案國の米國では、大多數の人々は此の不戰條約は、少くとも、今後戰爭の可能を一層限縮する効力を持つて居るものであると云ふ考を抱いて居る様である。

此處には、不戰條約締結に到る迄の經過に就いても、又其の解釋に關する委しい説明も、凡て省き、唯だ全體の上から、結局、國際平和に、どれ丈けの意義を持つて居るかと云ふ事丈けを記する事にする。

歐洲大戰當時から、國際平和確立といふ念願は、誰れの心にも擡頭して來た。どんなに無關心で居様としても、今日は、世界各國の利害關係が餘りに密接である爲めに、戰爭と云ふ事は、昔の様に、比較的限られた國と國との間の問題ではなくなつて來た。文明其のものの繼續の爲めに、戰爭は、極力防止されなければならなくなつて來た。

此の目的の爲めに、多少積極的に組織されたものは、いふ迄もなく國際聯盟である。それで此の國際聯盟と、今度の不戰條約との關係を明かにしておく事は大切である。と云ふのは、今日迄、戰爭は、極度に組織されて居るに反し、平和は、未組織同様である。一國にしても政府に、陸海軍省はあるが、まだ平和省の設置を聞かない。斯ういふ世界にあつて、苟も平和を維持し、促進し様とする企劃は、一つでも全體の運動に組織され、相連絡して行かれなければならない。然るに國際聯盟規約は未だ甚だ不充分ではあるが、恒久平和の爲めの積極的制度とみなす事が出來る。而して、不戰條約は、一言にして云へば、此の聯盟規約を更に有効ならしめて居るといふ事が出來る。

即ち不戰條約は、國際聯盟規約が、故意に明言して居らない處を明確にして居るのである。世間知悉の様に聯盟規約は完全な戰爭防止制度としてみた時中途半端である。唯だ聯盟國に、調停に訴ふる義務を課して、開戰を遲滯せしめる事に依つて、戰爭を困難ならしめると同時に、此の義務を無視した國は侵略國と認められ、他の聯盟國に依つて、經濟的ボイコットを食ふ事になつて居る許りである。是れに反し今度の不戰條約は、條約締約國各國民の眞實な善意に依據して、今後國家政策遂行の道具としての戰爭を絶對にしまいと誓はせたものである。

勿論、ロケッグ卿第一次提案が、主として、英佛兩國の壓迫の故に、假令、條約條文上には明記されて居らなくても、一種有權的解釋材料が附せられた第二次提案となつたと云ふ事は遺憾至極である。不戰條約の効果も、其れが爲めに、非常に削減された事は明かな事である。特に國家の自衞權を制限又は侵略するものに非らずとする解釋は、今日の様に、未だ國際輿論が微弱であり、一旦事があると、直に國際關係が渾沌化する狀態からみて、誠に止むを得ぬ事かと一應尤もに思はれるが、觀方に依ると、此處に非常な危險が潜在して居る。といふのは、若し、自衞權の保留條項丈けを、條約全體の精神から、切り離して考へられたならば、結局、凡らゆる戰爭を正當視する事になるかもしれないからである。左様なると、聯盟規約の條項より、遙かに退歩した條約になるわけである。

が、不戰條約の眞精神は、自衞の判斷を各國民の誠意に依據し様とする處にある。不戰條約の道德的効力が此處にある。即ち、現在又は近い將來に於いては、解釋條件が、陰に陽に、附きまとつて一見して、何等、確實な義務拘束を締結各國に持たないであらうが、今後、各國の輿論が、又國際輿論が本當に正しく進んで行くならば、條約本條文丈けが、條約國を拘束する様になつて來る事必ずしも不可能でなからう。

今日でも、若し此の不戰條約全體を、眞向から攻擊し様とすると、國家政策遂行の爲めには、戰爭をも厭はぬといふ本音を吐かなければ ならない様である。

云ふ迄もなく、不戰條約は、國際平和への一歩に過ぎない。今後、當然講ぜられなければならぬ事は、第一、軍縮問題と、第二、何か有力な國際紛爭の平和的解決の具體方法とである。

併し、何はともあれ、天皇の名に於いて、或は國民の名に於いて、互に不戰の誓ひが結ばれたといふ事は、國際紛爭に際し調停と和解の平和的手段の公認を意味するものであつて、其れ丈けで、既に、非常な進歩である。此の土臺の上に、確實な平和を築く力は、輿論である。而して輿論も、吾々一人一人の眞面目な興味と考究に基礎を持たなければならない。

婦人界片々

秩父の宮の御成婚

スポーツの宮様としての殿下には一平民であらせられた松平勢津子姫との御盛儀滯り無く終らせらる。雲の上より平等の風をたれ終ふ。かしこしともかしこし。

×

歌人原阿佐緒女史 陵日莊を去る。科學者と詩人、どこにも合ひそうな點が無い。八年間忍べるだけ忍んだと仰しやる、死んだ身でとつた道故その一つの道に殉ずるのが一番私のとるべき道だと信じたけれどもと仰しやる、何日の世にか弱き者よ汝の名は女なりと云ふ言葉を消す事が出來よう。

×

離婚聯盟、市外吾嬬町あたりの職工の妻君が二名聯盟して「あなた方は働きが無い上に愛が無いからお別れする」と置き手紙をして行方不明。

×

汎太平洋婦人會議から歸られた諸氏の歸朝談を讀む、其大半は自國代表の失敗談やら同志打やらの様な事が見える、それは自己反省かも知れないけれども、それなればもつと〳〵聲を小さくしてほしい、他人の事じや無い皆自分達の問題なんだから。

×

信州南佐久郡臼田町田口村農會では、聯合して十月四日臼田町佐久樂堂に於て農家主婦の慰安會を開く事になつたと云ふ。プログラムは講演會や御馳走や觀劇會などで、招待狀が振つてゐる、各戸一名づゝの主婦は出席する事、農家組合長の主婦は必ず主人同伴の事と云ふので、即ち主婦の慰安會に御主人が御伴役を承ると云ふので、其裏には何があらうとさうした會合が開かれる事は同性の爲め慶賀の次第。

×

九月廿五日のカットと晴れた朝、明治

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

米が騰つた

奥むめお

米がたかい。

どん／＼米價が騰つてまさに天井知らずであります。七月の末頃からあがり初めた米は、八月から九月にかけてこの一と月ほどの間に暴騰に暴騰を重ねて、七月末一石二十七圓四五十錢だつた玄米が九月七日現在には、一躍三十九圓といふ高値を示し、僅か一ヶ月間に石あたり十圓五六十錢高を稱へてゐるのであります。（新米が出るちよつと前の二三ヶ月米價があがるのは今年だけに起つた事ではない。今年はその上り方が一層ひどかつたので消費者としてのわれ／＼は面喰つたわけである。そして、今年も去年も、おとゝしも――毎年くりかへすこの米價暴騰の原因は同じところから、政治的政界的に來てゐるのである。）

そろ／＼新米が出やうとしてゐるこの際に、何故米がこんなにも騰つたのであらうか。ある確かな筋から聞いたところに依ると、政府筋の有力者の某々らが大々的に米の買占めを行つたからだといふのでありますが、その理由は、素人のわれ／＼にも明かであると思ひます。

即ち、今年は夏ごろずつと天候が惡かつた。きつと大減收に違いない、とは誰しも容易に考へられることで、今の内に買ひ占めてその内、値が出たら賣り離してうんと儲けてやろうと云ふ思惑が働いたのであります、それと今一つ、もつと重大なからくりは、政治的に動いた米價つり上げの魔手であります。

從來政友會は、一名地主黨といはれて來たほどあつて、地方の農民――といふよりも地主――をその有力な地盤として來ました。從つて機會ある毎に地方地主の利害を代表して働く政治的な機關として　これまでにも屢々さういふ方面の御用をつとめて來てゐるのでありますが、今や、秋の收獲を目前にして、いはゆる大地主（ばかりではない、米の取引で大儲けをする事を商賣にしてゐる資本家もその仲間）連中にとつての手持米の整理期が來てゐます。小作人や小地主には今頃まで手持の古米が殘つてゐるわけもありませんが、大地主には、ずつと米價が騰らなかつたものですからもつといゝ値段で賣り離したいと一日／＼と賣惜しんでゐた去年の米が倉一杯とあります。さすがに新米も出やうといふ頃になつては嫌でも賣離さねばならぬ。こゝに附込んだのが政治屋であります。即ち、某々をしてうんと米の買ひ占めを行はせて米價をつりあげた。高くなつたその潮時を見て大地主どもは米を賣離して大儲けをさせて貰ふ。成ほど、地方の大地主にとつて、天下は政友會でなくてはならぬわけでありませう。

公設市場の方が十錢安かつた、とか、どこそこの米屋には桝目のごまかしがないとか、かういふ枝葉の問題には細かく注意のゆき屆く主婦はざらにあるものですが、多くは米價の騰落に働らくもつと根本的なからくりに目を留めやうともしない。その結果一軒々々の主婦が個々に孤立して二錢三錢を儉約することに精力をすり減らしつゝ現在のやうな政治的からくりに依つて實に莫大な損失を始終强ひられてゐるのであります。從つて、米價調節についても、その根本的解決は、政治的に有力な主婦の抗爭に依る外は絶對にないと思ひます。

二業地問題

和田富子

時は昭和の聖代、御即位大禮の秋國は一等國の日本、處は首都東京郊外の教育地、學校町、文化村或は閑靜なる住宅地の眞只中へ持つて來て靑天の霹靂、時の爲政者、警視總監は天降り的命令を以て（否でも應でも土地の住民が如何に反對であつても）四ヶ所に料理屋藝者屋の二業地を新設すべき指定を降した、これは吾等の子々孫々に永く殘すべき記錄である、否吾等が紙に依る記錄を殘さなくとも第二世日本人達は今後朝夕の通學に際して又その家庭の附近に於て遊蕩淫靡の風を耳にし目にし感じ、模倣し、彼等幼き者の心に體に性格の中に、生活の中に、これを織り込み、行ふ事に依つて永く／＼その子々孫々に風を傳へて與れるであらう。

教育の力何ぞ。環境の力に及ぶ事遙かに遠し。一週二時間の修身の講義よりも四六時中生活團體の感化の力こそ兒童の性情を支配するは火を觀るよりも明かな事である。然るに今回の指定地は池袋町の如き僅かに第二小學校より二町の所に在りかつ他に五六の小學校、豐島師範、立教中學大學、鐵道學校等其の在校生徒數數萬を越ゆる教育地の眞中へ持つて來て絃歌狂亂の巷を出現せずば止まずとは、何たるの教育受難ぞと叫ばざるを得ない、其處で地元の教育者學校當局、母親達から猛烈な反對の聲が擧がつて居る、幾多の婦人方が足を棒にして、町有力者町會議員訪問を行つて居らるゝ事は立派な事であり又訪ねらるゝ程の人々の十中八九迄は勿論反對者であり、意想外の所に同情者の在るのを見出す、然し乍ら皮肉なる事には、暗々裡になりとも二業地許可を喜びその税金を以て現在二部教授を施しつゝある小學校教育の校舍新築、設備補充に當てん事を目算み或は怠納多き町税の補ひにもと苦しき懷の裡を見するもありと云ふ事は實に自治體の破產狀態を暴露しつゝある。藝妓屋から絞

（以下六頁へ續く）

神宮外苑に集つた女學生確實な數二萬八千と云ふ、これは／＼と驚いて聞いて見ると、都下の私立女學校の御大禮記念の聯合運動會の練習と云ふ。都下のしかも私立の女學生のみの集いにて實に斯くの如し、之が團結せば其力や大。

×

政友會の常例總務會は、九月二十七日午後一時半より本部に開會。鈴木前内相秦總務以下各役員出席。堀切政調會長より選擧區制度改正および婦人公民權に關する調査經過の報告あり。婦人公民權付與については、既に、所得税調査委員に對する婦人の選擧權行使に徴するも成績良なれば、取り敢へず婦人戸主には速に公民權を付與すべしとの意見が强調されたとか聞く。

×

御大典を前にして、警視廳保安部では管下各署に厳命して市の内外及び東海道中央線、その他の沿線の各種廣告物の一齊調査を行ふことになり、いやしくも帝都の美觀をそぐもの、危險なものは、どしどし撤去、禁止を命ずることになつた。

帝都の美觀を傷けるやうなものは、不體裁なイルミネーションだらうが、ポスターだらうが、石板だらうが、徹底的に取り拂つてほしい。

×

ギル少年絞殺犯人福永寬の公判當日、傍聽者は立すゐの地なきまでにつめかけ、而も大部分が婦人であつたといふ。寬自身は狂人でないとしてあくまで有罪を主張してゐるのに、官選辯護士は兇行當時發作的に發狂狀態にあつたとの論點から無罪を主張するものと見られてゐると新聞は傳へてゐる。

可愛い子を持つ母親の胸を絞らるゝ事件である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

ホノルヽから　第二信

市川房枝

婦選獲得同盟
中央委員皆々様

九月六日

×

どうも御無沙汰いたして居りまして申譯ありません。御變りもゐらつしやらないことゝ存じます。

會議のことを詳しくまだ御報告いたしませんが、これは婦選への原稿として書きますからそれを御覽下さいませ。

×

會議終了後一船延ばして

一、當地日本人の市民權を持つて投票出來る人達主として二十歳位の若い人達についての調査並に會合——九月四日の夜いたしました。寫眞並に内容は記事として送ります。

二、婦人投票者聯盟の活動

三、學校でのシヴィクの事

ジエーン●アダムス女史●.

等について調べました。

まだいくらもしたいことが殘つてゐるのですけれども、明七日の船で桑港にまゐります。

桑港について後の豫定は費用を考へてみた上立案する積りで、決定しましたらすぐ御知らせいたします。シカゴまでは少くも行き度いと思つて居ます。滯米中のアドレスはシカゴ領事館でもよろしいし、左記なら尚結構です。

c/o Mrs. C. P. Montgomery
5545 Woodlawn Ave.,
Chicago, Ill.
U.S.A.

×

歸りは、十一月六日の選擧が濟んだ後で若しシヤトルから眞直に歸ると日本へつくのが十二月十三日になりますが、まだこれははつきりときまりません。

歸りましたら、最初に特にお世話になつた方々をお茶にでもお招きして、

婦人會議に關する資料
及米國に於ける公民教育
選擧と婦人

に關する資料を御覽に入れたいと思つて居ります。その積りで資料を集めて居ります。

私の留守中色々な點で御心配をかけて居ることゝ思ひますが、よろしく願ひます。

御きげんよろしく。

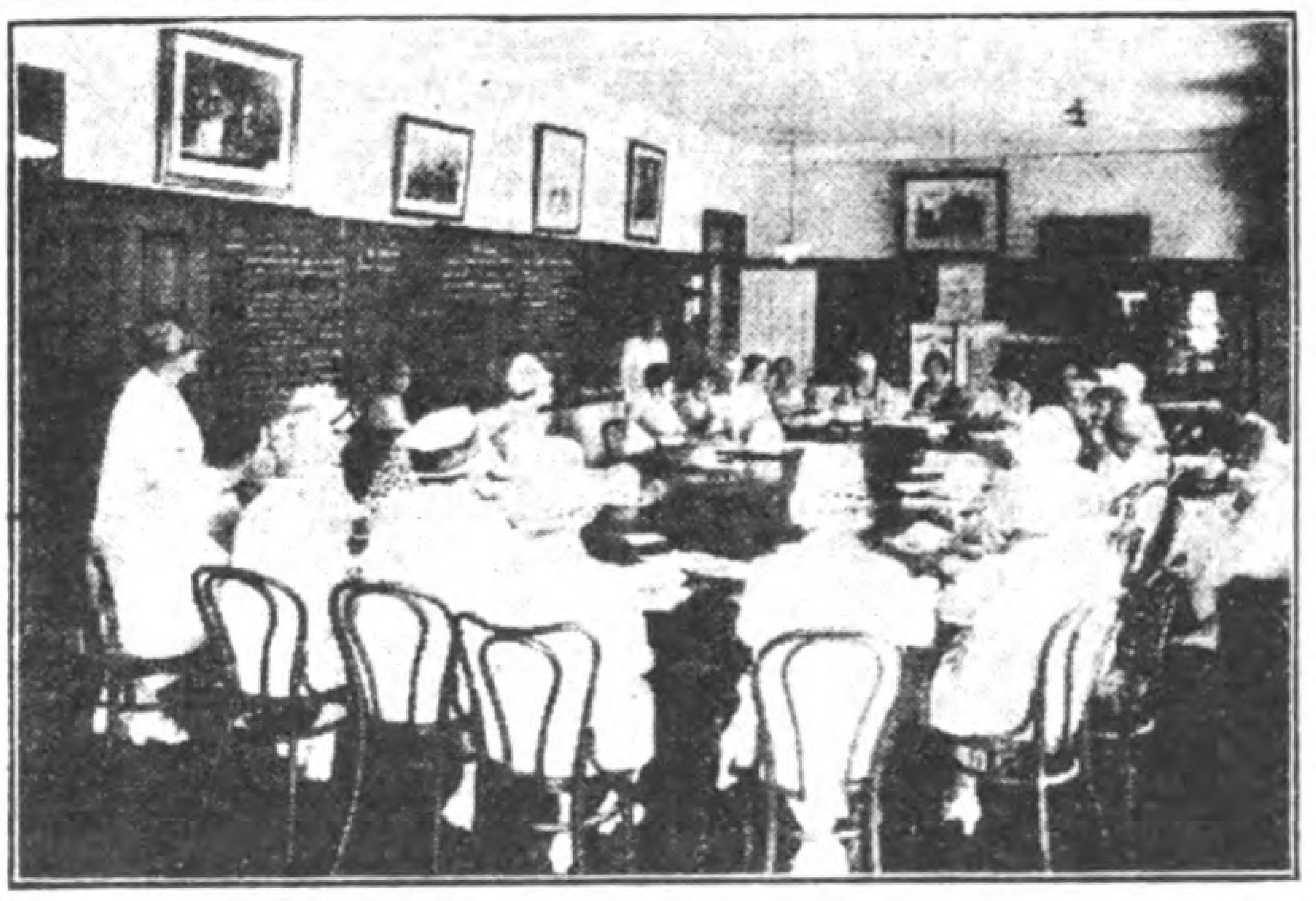

汎太會議政治部のラウンドテーブル

——五頁よりつゞく——

り取つた高税を以つて子供達を教育し又其の子供達が六年の小學を終えるか終らぬに、親達の町の高税と酒の高税とを拂ふために娘は身賣りされ、息子は料理屋や太鼓持ちに奉公をし、親達も藝者屋の御影で商賣繁昌といふ事であればそれは、即ち賣笑生活者養成の最も近道と云はねばならぬ。東京郊外の住民は女の賣笑の上前をはねずしては町村が繁昌せぬか子供に國民教育をなし得ぬのであらうか。禍なるかな近代の金のいる學校は！是は唯に池袋の事ではない、天下に田園都市を以て誇る文化人の國、小山町に於て然り。現町長某氏が税金增收と土地發展のため、警視廳へお百度を踏んで狂奔した結果の由、定めし同時に文部省へも府學務課へも斡旋方を頼まれたものと思ふ。更らに中野の新許可地こそは東西南北ぐるりと約二丁をへだてゝ學校で護衛されて居る圖である、中にも東京高等學校、桃園尋常高等小學校、本郷小學校等あり、中野は實に東京市民の住宅地であるのにその眞只中へ臭氣紛々たる花柳街を新設し脂粉で彩り、醉漢妖婦の不夜城を實現せずば止まないと云ふは何とした住民の不幸であらうか。

今回の四ツの二業地と二つの三業地指定を實現せしめた魔の手は實に腐敗せる政治であり、利權に寄生する政黨屋の黄金メツキの手である。選擧に金がいつた。金にのみたかる選擧人であつた。町民であつた。自治の發言權を賣つた町民であつた。その金を町民に支拂つた政黨は今や歸り來つて汝の町に於て汝の子女の前に於て、淫蕩遊隋の風を示し汝も、汝の息子も此處に來つて吾等が汝に與へし金を吐け、酒と女と、病毒とを與へんと云つて居るのではないか。カイザルより出でし物はカイザルに歸る。町民の賣りし、又は放棄せし自治の權は今や買ひし者の手に依つて自由に汝の上に行使されつゝある。

此處に於てか、女性の問題が起る政黨の選擧費用は、今回の如き二業地三業地の利權より出づる事を觀る時に其の巨萬の利金を生み出す被搾取者は誠に不幸なる同胞姉妹である事となる。今回の指定に依り數百人の藝妓が商賣をする事に依つて、幾多府會議員、國會議員乃至は政黨内閣の運命をも左右する力があるとならば、何と又、彼女達の力はえらい事であらう。國家の政治は女のイエース、ノオに依つて自由になると云ふ如實の證明の一端ではないか。日本の女は賣るべき選擧權を持たずして而かも選擧の費用を稼がされて居るといふ事が何たるのパラドツクスであらう。否一票無き者は皆、此の運命の重り石の下に押しつぶされて居るのである、參政權は實に婦人奴隷を財源とせる政治惡に對して、ノオと云ふ權利のために先づパンよりも先に必要なものとして叫ばれ要求されねばならない。

母の叫び、子女教育の保護のため家庭の純潔平和の爲めと、如何程叫んでも、當局者を動かす力は何時與へらるゝか。

今回各指定地に於て、母の絶叫は可なりに擧げられ、又當局に對する請願書もぬけ目なく提出されたにも係らず、結局に於て母の聲、女性の叫びは馬耳東風と聞き流されるのである。（以下十三頁へつゞく）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

望月内相に呈す

久布白落實

一

この程望月内相の言として、新聞紙に報導せられた、婦人公民權に對する尙早論につき、一言を呈することを免して頂き度い。内相の尙早を稱へらるゝ理由は、左の二點に在りと思はれる。一つは輿論の未熟、二は婦人の不要求である。内相は云はれる『これが一般の輿論となり、凡べての婦人が眞にそれを要求して居れば兎も角云々』即ち、社會一般に其聲がなく、又婦人自身に、切なる要求がないと云ふ意と受取れる。

自分はこの二つの點について、四千萬婦人の意志の有る處を述べて見度い。第一、輿論が熟さぬと云ふ事これは事實に相違ない、何となれば、我國では男子に對しても一般に公民として認むる事を最近までしなかつた、辛じて大正十四年に、廿五歳以上の獨立の生計を營む男子にのみ公民權が與へらるゝに到つた、そして其實施は、僅かに一二年のことである、婦人に對しては、一般の目覺めの遲緩にして、鈍感なるは言を俟たない、然しその内にも、事實は、これと逆行して、行はれつゝある。

我國の内でもこの四五十年來、全く男女平等の權利を以つて團體生活を爲し來つたものは決して少くない、單に、キリスト教會丈けでも、已に三十萬からの人々は、已に〱この經驗を有して居る、即ち、凡べての教會に男子も女子も平等に、一票の權利を享有し、且つ活用して今日に到つて居る、其等に何等の不自由も起らない、又最近、鐵道省でも、男女の平等の權利の行使をきいた然し其等に何等の問題も起つて居ない、又地方では幾多の農會に於て男女の會員が、農會を組織し、或る縣下では婦人が其大多數を占めたなどと云ふ事實も、内相として聞知せられぬ事はあるまいと思ふ。

ことに今日全國の世帶主の殆んど十分の一は女子である、即ち十人に一人は、一家を支ふる能力を事實上示して居る。國民教育が施されてから已に、半世紀を過ぎ、中等教育も男女平等に施されつゝ在り且つ婦人の大衆は高等教育の壘を摩して刻々せまりつゝある。今日婦人を不能力者として取扱はねばならぬ理由が何處に在るであらう。

勿論官公立の學校では、七萬の女教員中から、唯一人の校長も擧げず、又三千の高等師範出身才媛中よりも唯一人の高等女學校長をも出し得ぬ程に堅固に陋習を保存し在る現在であるから、女子なるの故を以つて、公民の資格なしと認むる位の事は何等、不思議はないかも知れぬ、然し一般民衆は、それ程に頑迷でも固陋でもないと思ふ、特に最上の準備は行使せしむる事によつて與へ得らるゝに於てをやである、これ等の必要と用意とが成つて輿論はいつも最後に形成せらるゝものである、それを先きに求めやうとするのは、内相ともあらう方が、其順序を顚倒して居られるのではないだらうか。

二

内相は、又、婦人の參政權要求の聲が、未だ餘りに低いからと云はれる。これも亦理由のない事はない、元來我國の婦人は、可なり永い間の壓迫に堪へて來てをる、のみならず最近まで、女子が公事に容喙する事、ことに政事に對して兎角することは、一種の罪惡の如く教へられて來たものである、それは内相の特に熟知せらるゝ事と思ふ、其壓迫、其芬圍氣の中から、辛じて頭を擡げて、三千年來、はじめての如き心地で、現代の時代に目醒めんとしつゝあるのだ、其足は未だ弱く、其腰は未だ伸びず、其聲は尙ほ未だ高くひゞかないのは、當然のことであらう、然しそれにも叶はらず今や、其要求の聲は、到るところに湧き起りつゝ有る、即ち、東京に於ける卅七團體を網羅する、東京聯合婦人會は勿論、關西に於ける全關西聯合婦人會即ち彼地方名古屋以西、四國九州に到るまでの、三百八十餘團體を網羅するこの尨大なる婦人團も、いづれも皆其決議として、婦人參政權要求の聲を擧げて居る、唯直接官の眼の壓迫を感ずる、女教員會の如きが、其個人として、之れを要求する人々は、其數尠からざるにも叶はらず之れを公言する事を憚らるゝ樣を見るのみである、又各地方に於ても、實際財産權の問題より、又事實、事業に從事する關係より、この要求を切實に感じつゝある人は、一二三にして留らない。

内相にして、少しく耳を地につけて、我國婦人界の地鳴りに耳傾けらるゝならば、必らず思ひ半ばに過ぐるを感ぜらるゝであらう。

三

最後に一言し度きは、國際間に於ける日本の地位である、今日の外交は國民外交である、今や世界の中心の觀を爲すゼネバの、國際聯盟の如き、幾多の非難、攻撃の内にも、已に十年の年月を經過して、國際間になくてならぬものとなりつゝある、彼の國際聯盟に於て、我國は如何なる地位を占めつゝ有るであらうか、即ち創立以來、常任理事國として、世界の中堅たる事は内相の千萬承知せらるる所である、然るにこれに對して、日本婦人の地位は如何であらう、他の多くの國々が婦人事務員のみならず、幾多有力なる顧問、代表、役員を出し居るにも叶はらず、我國からは、僅かに數名の事務員を出すの外、唯一回も婦人代表の聲をきかぬ、又、この國々の内已に廿九ケ國までは、婦人の參政權を認め、男女平等に國家の義務責任を擔はせ、特に英國すら、最近男女年齡の差の撤廢さへ見た今日、この四本柱の一つである日本は、(今や獨逸を加へて五本柱)婦人の參政權處か、其生存權さへも拒まるゝかの如き、公娼制度の如き人權無視の桎梏さへ、昭和の御世の今日まで保存され居る事は、決して世界に於ける日本の地位を高くする所以ではあり得ない、況や、日本婦人を世界の前に正解せしむる道でない事は言を俟たざる事である

四

自分は結論として、内相に進言し度い、日本婦人は決して、婦人として、無能でも、又無責任でもない、唯餘りに今日まで、幾重にも手械、足枷をかけられて居た、特に穴の底にまで投げ込まれて居た故に、先づ第一に、この恐る可き穴、公娼制度をふさいで欲しい、然して後大膽に、女子に對する公民教育の途を開いて欲しい、それと同時に、明々白々、燎原の火の如く明らかに、公民として立つことは、女子にとつて、權利たるのみならず、實に國民としての責任であり又義務であると云ふ立場から、懼るゝ處なく、之れを全女性に與ふる態度に立て頂き度い。

昨今政友會内閣と婦人參政權と稱へて、一種の物笑ひとなさんとする傾向に對し我が婦選獲得同盟は、夙に爲政者の誠意を信じて、勇往邁進せんとする際に當り、其中心人物として信頼すべき内相其人の口よりかゝる言を聞くことは、適々巷間の言を信ならしむる結果に陥ることを恐れる、敢て失禮を省みず一語を呈する次第である。昭和三年九月卅日稿

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

陪審法の實施に就いて

宮川靜枝

◇國民は司法にも參與する

陪審法は、十月一日から實施されるやうになりました。

國家權力の働きを立法、司法、行政の三つに分ける事が出來ますが、我國では、立法に就ては代議制が布かれ、行政については自治制が布かれて、國民はそれ〳〵に參與することが出來るにも係らず、司法にだけはこれ迄國民は一向に無關係で、國家の役人である裁判官によつて行はれてゐました。隨つて、國民は一般に裁判といふことには無頓着で、自分さへ惡いことをしなければいゝ位の考へでありました。

けれど裁判はつまるところ人の爲てもよいことと、爲なければならぬことと、決して爲てはいけないことを、はつきりと命令し、制裁し、禁止するもので、社會の正義と秩序を維持し、人々に正義を教へるのであつて、國民の生活とは深い關係があります。それで、愈々陪審法が實施さるゝやうになつたことは、普選の實現と同樣に意味深いことであります。

◇陪審員の仕事

我國の陪審制度は、陪審員が合議體を組織して、まづ、陪審にかくべき事件があると、陪審員候補者の中から三十六人が抽せんによつて裁判所に呼び出され、その中で、檢事も被告人も辯護人も異論のない人々だけが十二名陪審員として殘り、裁判所の法廷に列席して、公平無私な白紙の心持ちになつて、檢事や辯護士の辯論と被告人や證人の申立を聽いて、それから評議室で、被告人が果して罪を犯してゐるかどうかに就て評議し、議決して、それを報告すると、裁判所は、その報告するところが正しいと認めれば、それに法を適用して判決を言ひ渡すことになるのであります。

犯罪といふものは暗闇でされる、他人に知られぬやうに、秘密に行はれる、犯人は法廷で調べられる際にさうありのまゝに素直に白状するのではない、だから、證人の申立や證據によつて判斷しなければならないので、裁判に列する人々は、罪無き者を陥れず、眞に罪ある者をしてその當然に受くべき罰を免れしめぬやうにしなければならぬので、隨つて陪審員の持つところの權利と共に責任は非常に重大なものであります。それで、陪審員自身はもとよりのこと、その家族や周圍の人々もよく理解し同情して、立派に職責の果せるやうに仕向けてやらなければなりません。

◇どんな事件を取扱ふか

陪審で取扱ふべき事件は、刑事事件だけであつて、その中でも、大審院の特別權限に屬する罪、皇室に對する罪、內亂に關する罪、外患に關する罪、國交に關する罪、騷擾の罪、軍機保護法、陸軍刑法又は海軍刑法の罪、その他軍機に關して犯した罪、法令によつて行ふ選擧に關して犯した罪は絕對に陪審にかけぬことになつてゐます。これ等を陪審不適事件とし、また罪の輕い刑事事件は陪審不要事件とされてゐます。

陪審にかけられるのは、死刑および無期の懲役又は禁錮に相當する罪で、放火や殺人のやうな重いもので、これは被告人の請求の有無に關らず當然陪審にかけられる法定陪審事件で、今一つは强盜、せつ盜、詐欺のやうなその刑の長期が三年を超ゆる有期の懲役又は禁錮に相當する罪で、且つ地方裁判所の所管に屬するものであつて、これは被告人の請求のある場合に限つて陪審員の評議にかける請求陪審事件と以上の二つがあります。

陪審事件である以上は、裁判所は裁判をする前提として陪審員の評議を必要とし、裁判所は陪審員の答申を無視して裁判をすることも出來ないし、答申を聽かずに判決を下すことも出來ません。然し、陪審員の答申が情實や利害關係にとらはれて不當なものであると認めると、裁判所は別な新陪審員を呼出して公判手續をくりかへして更に答申を求め、それが不當でないと認めた時に初めて裁判を行ふことになります。

素人であつて常識を主とする陪審員は公平に被告人の犯罪の有無を評議して報告すればよいので、それに法を適用して刑罰を宣告するのは裁判官の役目であります。

◇陪審員の選定

普通の場合に陪審員は十二名ですが、その選定をするには、地方裁判所長は翌年の一年間に必要と認める陪審員の員數を豫定し、これを管內の市町村に割りあてゝ九月一日までに市町村長にそれ〳〵の員數を通知する、そこで市町村長は陪審員資格者名簿を調製し、九月一日を標準として其の市町村內の有資格者を登載し、その中から割あて員數を抽選によつて選ぶのであります。かうして選ばれた陪審員候補者の名簿を市町村長は十一月三十日までに地方裁判所長に送附する。これが翌年の陪審員であつて、原則として、その年內に何か特定の一事件の公判に參與すれば再び呼出さるゝことはないことになつてゐます。

◇陪審の構成

陪審事件が地方裁判所にけい屬し、裁判長がその公判日を定めると、地方裁判所長は豫定の市町村の順序によつて、それぞれの陪審員候補者名簿の中から、市町村の大小によつて、一人乃至數人の陪審員を抽選して三十六人の陪審員を公判期日に呼出す、陪審員が二十四人以上に達すると初めて陪審構成の手續をとる

會員募集のエピソード

一會員の手記より

我婦選獲得同盟は年々五六千圓の豫算をたてゝ運動して居ります。その資金には會員の會費を以て充したいとは三年前からの理想でありました、そのため毎年一回乃至二回は會員倍加運動とて、各部總動員で會員增加に努めます、今年も是非壹千名にしたいと春以來各自責任數を定めて募集して居ます。私も其責任數だけに達したいと思つて、診察所でも、會合の席でも、宴席でも、訪問の庭でゞも、汽車の中でゞも、機會さへあれば紫や靑のカードを利用する、維持會員になつてほしいと思つてわざ〳〵三度も五度も訪問して賴んでも、何とか彼とか口實をもうけて贊成しない人もある、ちよつとした機會に先から進んで入會を申込む人もある、前途遼遠と失望する時もある意外の申込に雀躍とする時もある。

一般に細君と云ふものは夫の意志でどちらにでもなる、自分が主義をたてゝ贊否を決する人は少く、又自分は入會もしたい會のために働きもしたい、が然し夫に一言の下に「女は臺所を守ればそれでよい」と壓迫されゝばそれ切り引込む人が多い。

何の理屈なしに義理で入會する人もある。

甲の夫に是非奧樣の御入會をと紫カードを出したら、僕は婦人の政治運動は大不贊成です。吾々の祖先が完全に女を壓迫して今日の狀態を造つたのに今更われ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

ことになります。

この手續は公開せず、判事、檢事、裁判所書記、被告人、辯護人及び陪審員が列席して公判廷で行ひ、まづ陪審員の資格の有無を調べる。陪審員が被告の親族であるとか、その事件の被害者であるとか、特別にその事件に關係があれば勿論陪審員にはなれない。かうして詮議した結果殘つた候補者の中から基本陪審員として十二名を選ぶのですが、これは裁判長が、出頭した有資格陪審員の氏名票を全部抽せん函に入れて混ぜあはせた後に、一票づゝ取出して名前を讀みあげる、檢事と被告人とは一々「承認」とか「忌避」とか言ふ、そして忌避されなかつた者だけが十二名(補充陪審員の必要の時はその數だけ)になると裁判長は「抽せん終了」と言ふ。これで陪審員が決定します。

◇**裁判長の問書とは**

いよ〳〵公判になつて、陪審員が公平忠實にその職責を果す誓ひの形式として宣誓書に署名捺印し、檢事の陳述、被告人の辯解、證人や鑑定人の訊問などが濟むと、法律上及び事實上からの檢事の意見を述べ、それに對する辯護人や被告人の意見を述べる、斯くて辯論が終ると、裁判長が、犯罪の成立に關してはどの點が法律上問題になつてゐるか、どのやうな事實が問題となり、證據はどういふ工合になつてゐるか等を說明する「說示」といふことがある、これが終ると裁判長は問ひを書面に書いて被告人の犯罪構成事實の有無を評議して答申することを陪審員に命ずる、陪審員は問ひに對しては「然り」とか「然らず」とか答えればよいやうな問書の文句にしてあります。

◇**陪審員の評議**

陪審員は裁判長から問書を受取ると評議室に退いて陪審長を互選し、各自の意見を吐露する。そして、犯罪事實を認めるには過半數の意見の一致が無ければなりません。評議の結果は問書の餘白に記して陪審長が署名捺印して裁判長に提出する、陪審員一同は再び公判廷に出る、そこで裁判長は公判廷で裁判所書記に問ひと答申とを朗讀させる、そして陪審員を退出させる。陪審員が犯罪事實を認めた場合には檢事が刑とそれに適用すべき法令に就て意見を述べ、辯護士や被告人が各自の意見を申立てる、さうして、裁判所は合議して陪審員の答申した事實に法令を適用して刑の宣告をするし、陪審員が犯罪事實を認めない時には無罪となるのであります。

◇**陪審法に見ゆる罰則**

審審員の職責は眞に重大であります、それでこれを完全に果すために罰則が設けてあります。

陪審員が病氣その他已むを得ぬ理由で相當の手續をとれば呼出を受けた公判期日の職務を辭することが出來ます、何等故なくして呼出に應じないと五百圓以下の過料に處せられる。

選定された陪審員が公判に列すると、公平誠實に職務を行ふことを宣誓しなければなりません、これを拒否すれば五百圓以下の過料に處せられる。

公判に列した陪審員は評議が終るまでは勝手に他人と交通したり退廷してはいけない、これに違反すると五百圓以下の過料である。

陪審員が答申前に裁判所から退出する時には裁判長が他人との交通や宿泊すべき場所などについて守るべき事柄を種々指示するが、これに違反すれば五百圓以下の過料である。

陪審員が評議の顚末や評議の模樣を他に洩らすことは固く禁ぜられてゐて、もしこの重大な義務を守らぬ時は、單なる過料やなくて、千圓以下の罰金である。

公務員であるところの陪審員が、事件に就て他人から金品を受けたり、請託を受けたりすると刑法上の重罪となります

陪審法は裁判の公正を期する上から、陪審員が他人の勢力や意見に左右されるやうなことの無いために、陪審員以外の者に對しても非常な制裁を規定してゐます。

◇**陪審費用**

陪審事件の公判に列するために出頭した陪審員は、抽せんの結果、實際には事件の公判には參加しなかつた場合でも、旅費、日當、止宿料の給與を受けます。この費用は、呼出に要した費用と共に陪審費用と言はれます。被告人が請求して事件を陪審にかけると、被告人はその陪審費用の全部又は一部を負擔しなければなりません、これは有罪と決した場合で、無罪になればその必要はありません。それから又、法定陪審事件の場合には被告人は陪審費用負擔の必要がありません、

(三頁の五段目よりつゞく)

二、婦選獲得同盟の暗礁―婦人參政權が政治上の問題として與黨によつて取り上げられたといふ日本最初の歷史的時機に遭遇しながら、婦選獲得を唯一絕對の目標として成立した、そして、常に小ブルジョア婦人運動の急先鋒となつて活動して來た婦選獲得同盟たるものが、沈默を守り、徒らに批評を避けてゐる消極的な態度は異樣な現象であると思はれる。

婦選獲得同盟が、婦選獲得の目的さへ達すれば足るといふことは一應は尤もであるけれども、それにしても、政友會の今更の如き男子以下の特殊な差別的條件を附した婦選案に對し、また民政黨の婦人公民權をのみ可とする態度に對して、積極的な批評も註文も加へぬ事は大衆をして路趨に迷はせる者ではなからうか。

今後、わが婦選運動を導くものは、眞に婦人解放のために旣成勢力と闘ふことを辭しないところの戰鬪的な團體、無產階級の團體にほかならぬ、云々と述べ、婦選獲得同盟が、ある程度の迫害や壓迫と戰ひ乍ら婦人解放の運動を進めて來た先進分子と、それを迫害し妨害するために戰つて來た保守的要素とを、參政權といふ唯だ一つの目的のもとに結合させはしたものゝ、その妥協によつて成立した協同戰線には本來無理があつたのだと言つて居らるゝ。

×

□政友會の婦選案に對する全國婦人團 (十一頁へ)

〳〵の時代に女權を擴張させては祖先に濟まないと。とんだ祖先崇拜を持出した、斯樣の人は自分の家の蝿さへ取れば傳染病が滅亡すると思つて居るらしい。

乙の夫に勸めたら僕の妻は女大學式で引込思案で困る、そして子供の通學の途上靴や着物の泥まみれになるのは困るとクヨ〳〵云ふ、せめて貴會の會員にでもなつて市政の內容納稅の理由、道路改善の促進にでも働く樣に政治に多少の目を覺させていたゞきたい、と早速入會申込があつた。

丙は結髮業者で隨分繁昌する、毎月數百圓の收入を得て、家庭內で重要な主婦として、兩親と養子の夫と一人の子供で今は幸福にして居る、「養子は戶主となれば全部の權利を掌握する、親の無い後萬一此夫が道樂を始めると貴女は只の妻でないから夫のやることを默視出來ない。夫の非行をとがめる、夫は不氣嫌に勝手にしろと破綻を來す、其時は夫は緣の下の土までも持つて、子供と母親は貴女に押し付けて出て行くことも出來ますよと云つたら、そんな無法は許さないと云ふ、「許しても許さなくても妻に財產權のない日本の法律は、貴女をそんな不利の立場に置いて居るのです」と話したらそれは大變だ、どうかする工風はありませんかと云ふ、今の內子供の名にして信託に托するより外はない、婦人に財產權を附與されゝば眞に婦人は獨立が出來て位置が安定します其法律上の不平等を平等にするために婦人參政權が必要になるのですと話したら、是非私も加入させて下さい、と申込み、仲間の人を勸誘しますとカード數枚を持つて行きました。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

婦人の公民教育の必要と展望（二）

河崎なつ

――教科書――

第二是等凡ての教科書は單に法制經濟の理論を敷衍したものばかりで市町村と婦人の生活といふやうな手近な事實から出發したもの丶少ないのを甚だ遺憾とします。參考のためにアメリカの中等學校の公民科教科と日本のそれと內容の概略を比べて見ませう。

女學校用　新法制經濟（某氏）昭和二年度版

第一部
第一　總論
第二　國法
第三　權利と義務
第四　人
第五　物權と財權
第六　家と法律
第七　親族關係
第八　相續
第九　戶籍
第十　地方團體
第十一　市町村府縣道
第二部　略す
第三部
第二十六　國家
第二十七　天皇
第二十八　人民
第二十九　國務大臣樞密顧問
第三十　帝國議會
第三十一　司法裁判所
第三十二　行政機關
第三十三　財政
第三十四　安寧秩序
第三十五　國交
附錄　大日本帝國憲法　皇室典範

中等學校教科書　市州及國家（ウヰリアム・エル・ナイダ氏）

第一編　都市
一　都市と其問題
二　都市計畫
三　都市の衞生
四　都市と水の供給
五　下水排泄物の工事
六　塵埃と汚物の始末
七　街路の清潔
八　住宅問題
九　貧民問題
一〇　公設市場
一一　煤煙及び喧騷の防止
一二　貨物の運搬
一三　市の交通機關
一四　街路及び街道
一五　街路樹
一六　公衆娛樂
一七　學校制度
一八　公衆圖書館
一九　消防
二十　防火設備
二一　租稅
二二　政治
二三　市政
二四　新しき市政
第二編　州政治
二五　古き町村制
二六　郡制
二七　州及び郡の監獄
二八　慈善事業施設
二九　委員制及び郡の道路
三〇　州の政治
三一　投票有權者
三二　選擧
第三編　國家
三三　中央政府
三四　議會
三五　國家の司法
三六　大統領
三七　州の行政部
三八　大藏省
三九　遞信省
四十　陸海軍省
四一　內閣その他の諸省
四二　政黨

女子の專門學校一萬人の女生徒は「法制經濟」として或學年に每週一時間宛課せられるやうでありますか。その理論的說明であるか、時には中等學校での教科書程度を筆記するの奇現象もないではありません。要するに學校教育に於ての女子の公民教育は未だ行き亘つてゐないばかりでなく甚だ、形引的抽象的なもので、社會人としての女子の生活に少しもぴたりとしてゐないことが覗取されませう。

社會と公民教育

――成人教育講座と婦人――

先年來普選の輿論が高潮するにつれ成人教育の必要が叫ばれるや文部省は大正十二年度以來每年各所に成人教育講座を開きました。「一般成人の政治思想、社會思想に對する的確なる理解」を得しめ度いのだとその「實施概要」に言はれてあります。講座科目は公民科を中心として地方の事情に應じ、その他のものを附加したので、九〇ケ所に公民科は八二講座ありました。すべて普選を中心にしたもので「公民の心得べき法制」「普選と自治制」「縣政、市政について」「改正衆議院選擧法」「公民生活概要」「法制の民衆化（特に普選について）」「地方自治制度」などであります。

聽講者は「一般成人」であるから無論「婦人」も聽講してよいわけで、その實數は左の如くである。

	場所	聽講者	男女比率	修了者	男女比率
大正十二年	一	四二六		二三七	
十三年	六	四、九四九		二、二〇七	
十四年	八	二、九五二		二、一七二	
十五年	六三	男一一、七六七 女（一、一九三）	九一 九	男七、四四一 女（九九六）	八九 一一
昭和二年	九〇	男一、四四三九 女（二、七四六）	八五 一五	男九、三三七 女（一、九一六）	八四 一六

即ち成人教育講座としての公民教育は年と共に順次世間に理解せられて聽講者の數が增して來てゐますが、女子聽講者の少いのは勿論政治に婦人の理解のないことでまだ〱今後の分野に俟たねばなりません。

――諸種の出版物と婦人の公民教育――

普選をこえて世論は切に婦選を想望し之が論贊は諸印刷物に今迄にない有樣であります。この三月から七月までの五ケ月間に、雜誌では婦人公論の「普選より婦選へ」（三月號）政治經濟時論の「婦選特輯號」（五月號）婦人運動の「婦選號」（四月號）が出され、婦人と生活は、昨今引き續き諸家の婦選論を載せてゐます、ことに重なる新聞紙は、私の知つてゐるだけでも二十の論說を掲げてありました。とくに婦女新聞は法博高橋淸吾氏がラヂオで放送した家庭政治講座を、三月より二十一回に亘つて掲載し、三萬の婦人購讀者に政治の一般を系統的に考へさせました。一方に又、讀本物として、尾崎行雄氏の「早や判り政治讀本」武藤山治氏の「普選のすゝめ」太田正孝氏の「女子經濟讀本」穗積重遠氏の「民法讀本」森口繁治氏の「婦人參政權論」等の外に、最近二十種程の手頃な公民教育資料が出版されてゐます。

如上諸種の出版物も漸く婦人の政治教育に好意をよせ、ために幾十百千の婦人達が政治的刺戟を受けてゐるにはちがひありませんがそれにも增して、かの主婦の友、婦女界、婦人世界等の八十餘種の婦人雜誌が每月々百萬冊近くを發行して、その「夫の秘密號」だの「あの奧樣この奧樣號」だのに、百萬人の婦人達の心を吸ひ付けてゐるのに比べては、これは又、文字どほり九牛の一毛ではありますまいか。

□

から書いて來ると、學校でも社會でも漸く婦人を公民的訓練に導かうとしてゐることは慥かであつて、ことに本年に入つては一躍進をみるのではありますが、何といつてもまだ序の口で、結局はこれからであることに誰だつて首肯することでありませう。從つてこれから、婦人の政治教育に就て、何をどうすればよいかは、皆樣も、右の展望の結果より、多少の暗示を得られたでありませうが、これは改めて御一所に考へたいと思ひます。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

二業地許可の苦盃

守屋東

今迄は二業指定地といふ事が、如何な事であつたかしりませんでした、此度といふ此度はよくわかりました。

なんといふても、二業地の指定は家庭の主婦として、子女の母として、決して許すべきものでないことを知りました。

――大切な子女の爲に、孟母三選の教ではないが、不便な道のわるい、通ふ電車の込み合ふ、池袋にすむのは、只、愛する子女を、學校以外の家庭教育の教室としての其家庭の周圍を、清浄な處であらせたいと、切望するあまり、選んだのです。

その一點、只その一點をわざ〳〵お上が大掛りで、打ちこわしてゆかれるといふのは何といふ、無謀な處置ではないでせうか。母といふ立場から子の爲に、此一事は決して、打ちすてておかれない問題です――。と、池袋にすまはるゝ、一婦人は涙ながして語られました。

家庭婦人であれ、外に出るな、出る時間で家をおさめよ、と教へた丈に、其等の婦人は家の周圍を吟味して選ぶのです、選べばこそ池袋なり洗足なりに、住宅を定め、こゝで充分家庭婦人として子女の教育につくさんと力こぶを入れて、日々を送れて居るのです。

斯うした處に、二業地の指定を許可した當局こそ、あまりな無智、不見識といふものです。

池袋にしても洗足にしても中野其他にしても、此度位、婦人等が決束してたつた事はありません。「市町村政といふものは、如何いふ風になつて居るのでせう」と苦痛の體驗から聲を出すに至つたのです。

壓迫を加へれば加へるだけそれに對抗する力は增して來ます、それが婦人である丈忍べるかぎり忍びぬいた婦人は、一度こうと思ひつめたら遂に家庭婦人――社會とは交渉なし――といはれた人々に最も強く權利を子女の爲また母として女として要求するに至ります。

此度の二業地指定許可がどの位婦人に權利がなければならないといふ事を、知らせたかしれません。家も子も其權利がなければどうする事も出來ないといふ事を、言葉でなく、論議でなく事實に教へたことは實に大きい事であります。

「解りました皆さんが婦人參政權をと仰つしやる意味が――」「私も一年三圓の會費は出します。どうか婦人に參政權のとれるやうやつて下さい、――」といふやうな聲になつてしまひました。

各地の婦人は、二業地許可反對といふ冠詞を婦人會につけて、土地々々に結束を堅め持久戰に入つて居る。

洗足町の婦人等は、三軒よりない料理屋に此度の許可で二業となつて藝妓を入れ商買を初めたといふ處から、その料理やの料理仕出しは一切とらぬといふ不買同盟が成立した。

これは今迄に婦人運動の結果としていつも來べき最も手強い運動方法であつたが出來なかつたものである。

然るに此度は見事に實行されて居る、婦人等は、其料理やが、只料理屋としての營業を實行するまで不買同盟をつゞけると約束して居る。

池袋では、池袋婦人會といふものが出來た、そして其會は市町村政を研究して村に住む自分等が、村政について了解し、また反對の意見も適當に述べらるゝ餘裕のあるものにしたいと家政の時間をさいて學ぶ時を作られた。

また各地とも請願運動――町會議員警察署長の訪問意見の交換といふ處まで、悉く家庭婦人である其地元の婦人が起つに至つた。

地元の婦人が、また其夫を、父を、親を動かして斯くの如き參政に對してあくまで戰へよと刄を渡した、其人は實に子を思ふ愛の刄である、母として當然與へらるべき權利を、として猶愛強く求むるに至つたのである。

何といふむごたらしい戰ではないか、それが、只指定許可された土地より、家屋よりあがるべきはづとされて居る。不純な金錢が望ましくして實施されたものであるといふに至つては猶更である。

とにかく今回突然許可された二業地指定は、婦人に強き結束と婦人參政權の獲得要求とを體驗の下に教へたのである、實に價高き賜である。

私は二業地許可についてまた其反對運動について書く以上右の獲得せる大なる力を諸氏に傳へてます〳〵婦選獲得の爲につくして頂きたいと願ふものである。

（九頁よりつゞく）

盟の聲明批評――婦人公論九月號、らいてう女史――保守的、反動的政策として定評ある政友會が、人氣取り策として新政策中の重要なものとして、突如婦選を掲げ、次期議會に政友會案乃至政府案として、提案すべく、具體案審議中とのニユースは、更に六月二十四日全國婦人同盟が聲明書を發して一般婦人に警告を發したことによつて、各方面の二重の問題とさるゝに至つた。この聲明書を發したことは、無産婦人團體として至當なことであり。眞に婦人自身の利害と幸福を思ふものならば、十分意義ある警告と見らるゝに拘らずそれは婦選獲得運動の戰術として狹量であり、不聰明であるとの一般の批難の多かつたことを意外に思ふ、と述べ、

更に、多年苦心して來た婦選運動者がいよ〳〵婦選が具體問題に入り、その現實性が確實になつたといふことの喜びのあまり、更に重要な、何故に婦選は必要であるか、又その行使、觀念及び、今回の政友會の意外な態度等についても一般婦人に徹底的に知らせて、他日婦選の行使を誤らないやうにすることを忘れるやうな事があつてはならぬと警告してゐらるゝ。

映畫會について

九月廿二日夜の映畫會、はおかげ様で無事終了いたしました。當日は滿員の盛況にて從つて不慣れな役員たちの爲に、御來場の皆様方に御迷惑をかけた事も尠くなかつた事と、玆に略儀乍ら御詫びを申上げます。

初めての試みの舞踊が、誠に優しく美しく、大好評でございました事贊助出演せられました尾上菊子嬢とこの企の爲に、御骨折下さいました長谷川時雨女史にも厚く御禮申上げる次第でございます。

映畫に御盡力いたゞいた會員大橋聲宮氏御一家の御厚情も、感謝の他なしです。

清算は〆切日までに片づきませんでしたが、大體に於て四百圓近くの純益を上げる事が出來るかと存じます。何れ次號にして明細の御報告を申上げる積ですが、取りいそいで御禮まで申上げます。

昭和三年十月

婦選獲得同盟財務委員會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

婦選座談會

汎太會議、市疑獄 花柳病豫防法案

金子茂
吉田信子
武田睦子
宮川靜枝
鈴木澄

■

△『汎太平洋會議の代表たちも歸つたやうですが、大分ごたついたらしいですね』

×『支那の代表の言を不愉快に感じたとか、誰か發表して居られたが、私は歸朝した代表たちの中に、ずい分不愉快なものをみました。』

□『ひがみでせうか、何くそといふ樣な調子いつそ寂しく不愉快でした。』

×『樂屋話では、土産を待つた者からは寂しいですね。個人としては聞きたくもあるが。』

○『同感です。某代表の送別會に出て、私も大に考へさせられた事でした。』

×『これでは世間で、思ふ壺、それみた事かと又男の人たちにいはれる所です。』

△『これはどうしても、この次の爲に、今度しつかり考へておく必要がありますね。』

●『私は人選の必要を痛感します。選衡は各婦人團體が共同でやつたら、いゝでせう。何といつても確執が、今度のもとですから。』

○『確かに必要ですね。』

●『われも／＼と出掛けたのがいけない。日本程出掛けた國はないじやありませんか。』

△『次回が上海とかいふけれど、これでは近いから尚ウチヤ／＼押掛けるかも知れない。』

□『わだかまりが多かつたのですね。船の等級などでも……』

●『あれも問題です。皆一つの團として出掛ける以上、金のある人がない人に和するが當然です。然し今度の幹部の人々は團體の觀念が薄かつた。選衡委員會の權威も薄くて、初めは嚴に、後緩やかな方針だつたりしましたね。』

×『語學のいゝ人が活躍したといふのは當然です。』

□『他の國の人々からみても便利でせう。』

△『然し語學を第一の條件にするか否かは、問題ですね。』

□『語學はぺら／＼で內容なしも困る事は困りますね。私はこれは團として通譯を準備すべきだと思ひます。又主催者側でも會議の爲に、用意すべきです。』

×『日本人は言葉の上で大變な損ですね。』

△『今の時代では語學も要するに、金のある人々の所有物みたいなものですから、女で語學の出來る人を第一條件にしては、勞働なんて部門に、本當のいゝ勞働經驗のある人など送れる譯がない。』

○『それに今度は語學の出來ぬのに、何の對策もなしに出かけた事が間違ひです。』

●『私は持つて行つた內容に疑問を持ちます、一夜漬的のものではないかと……』

○『本當すぎる心配ですね。』

×『私は會議に大した期待を有ちません。つまり社交的な會だと思つてゐた……』

△『かなりさうでもあるでせうね。』

×『とにかく日本の代表は氣持の上の不統一が初めからあつた……』

●『最初から俄かすぎましたよ。』

△『初めは、少數で手輕に出かける積だつたのでせう。』

○『後から、我も／＼と押しかけた形ですね。』

×『一般の人々が注目したのが愉快でした。』

●『折角注意させたのに、ボロを出しては駄目、これでは注意した事が反つていけなくなります。』

△『××女學校では校長が、訓話の材料に用ひたさうですね。詳しくは知りませんが結局恥をさらしに外國まで出かけたものだといふ趣旨の樣でしたこういふ事を聞くにつけ、若い人々に對する影響が決してよくないと思ふと殘念ですね。』

●『新聞社の態度も事あれかしです。』

△『いくら新聞記者でも、かりそめにも婦人欄とか、家庭欄の擔任の人は その欄が何の爲にあるかを考へたなら婦人のタメにならぬ事は書かない樣にせねばならないと私は思ふのですが。』

×『婦人記者でもかいたら、も少し何とか書いたらうとも思ひますね。』

●『三面ならともかく、』

△『いひたい人、かきたい人、お手揃ひといつた事だつたでせう。が、後から歸る代表に氣の毒ですね。』

○『友情がなさすぎる……』

□『婦人みづから同性の敵となる人がまだ／＼多い。』

○『共同生活の訓練が足りないのですね。』

△『大に後から歸る代表から、本當の會議の樣子を聞かして貰ひ、次に供へる爲に代表を送つた側の人間が、皆でしつかり考へなくてはなりますまい。』

■

△『次の話題に移りませうか。市會の問題は如何です。市議夫人の事など……』

□『奧さんとしては、同情すべきだと思ふ、實際どの程度まで、夫から打ち明けられてゐるかは疑問ですから。』

○『市政研究會が、市議夫人を訪問して、辭職勸告をしたとか、新聞に出てゐたが、やり方が馬鹿らしいと思ひます。』

●『注文をつきつけるのが流行だが、餘り宜しくない。』

○『同感です。』

□『何かしなくちやといふ風に見える。』

×『檢事局訪問の方はどうでせう。』

△『新聞のかき方がいやですね。』

○『あれは全くいやでした。婦人達がべちやくちやとか何とか……。』

△『あゝいふ事件は、婦人欄のある新聞としては、婦人欄でまじめに扱ふべきですね。』

○『婦人向上の爲の婦人欄でせう惡くならせる爲なら存在しない方がいゝ。』

△『私は最近行李詰事件について つく／＼犯人の家庭といふものについて、考へさせられました。』

○『夫に何かあつた時、妻も必ず知つてゐるものでない以上、悲劇ですね。市議の場合でも必ずしも奧さんの知つた事ではないでせう。日本人の惡いくせで、親の子なら必ず親と同じだと思ふ……』

●『家庭制度が惡いのですよ。』

○『封建時代の遺物がこびりついてゐるのですね。』

×『私は、市議の場合、奧さんが知らぬ筈はないと思ひます。』

○『今の奧さんは知らない方が多いでせう。それほど奧さんは夫の仕事からよかれ惡しかれ遠い所におかれてゐませう。』

△『打ち明けられないにしても感づくでせうに。』

○『それはさうでせうね。でなければ奧さんは全く間拔けになつて了ふかも知れない。』

●『間拔けより、お金が餘計に入つていゝと思つた奧さんもないともいへないかも知れますまい。』

□『私は奧さんも、かくせる所迄はかくすといふ風ではないかと寧ろ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

怖れてゐます。』

△『本當なら夫にすゝめて、自首させるのが此の場合の市議夫人の取るべき態度です。この前復興局か何かの疑獄では子供を連れて夫から去つた夫人があつて、大に世間の同情が夫に集りましたが、さういふ强いのも一人位あつても宜しさうにも思ひます。』

×『女が惡い事した時、男がかばつてくれるかどうか考へればよく解る。』

□『所が、世間體の爲にでも離婚するのが普通ですね。夫から第一の制裁をうける……』

×『だから、今度なんか、女の方から出て行く人があつたつて差支がない筈でせう。それ位の制裁は、彼等醜類にはまだ輕すぎる。』

●『女自身が惡いのですよ。夫の惡事を全然知らなかつた場合、事が公になつて自分も知つたら、はつきりしたらよい。薄々感づいてゐながら、默つて見てみぬふりして、愈々事件が明るみに出てから、出るの引くのといつては世間に批難されても仕方がない。』

□『離婚して出たつて食べられない、殊に子供をかゝえてどうにもならないでせう。』

●『追出るか、其に服すかですかねえ。』

△『根本の問題でせうねえ。』

●『女子に經濟力がないから悲慘です。』

△『行李詰事件なんかの犯人の妻の場合は、まるで悲慘ですね。近く救貧法も出るらしいが、本當に早く母子扶助法なり何なり出てくれないと、全く大きい社會問題です。子供がいぢめられて學校に行かれないなどゝいふ事は、市議の場合より何程かみじめです。』

□『花柳病豫防法案も、愈々實施ですね。』

×『あれをみるとつくづく男の作つた法律だと思はせられますね。』

△『ポスターを御覽になりましたか。』

□『こんなものを出す位なら、何故公娼制度を徹廢しないのかといひたくなる。』

○『今頃こんなものが出るなんて、婦人運動の盛な今日不思議な位です。』

△『二業地反對運動は相當盛らしいですね。土地の婦人が母の立場に立つてゐるとか新聞でみましたが。』

●『あれの成行は、まあ運動は今の程度から大して進まないのじやないでせうか。とても一旦出した以上、撤廢はしますまい。』

○『運動方法が生ぬるい樣ですね。』

△『許可といふものは取消さないものでせう。で、出來て商賣を初めても立ちゆかせない事が大切です。が遊びにゆかない同盟はとても望めない事ですから、中々困難です。』

□『警視廳に反對側から婦人が看視に行つてゐたとかいふのはどうなのでせう。』

●『どうせ申請前から數ていものなら堂々發表しておいて、認可すればいゝ、看視といつたつて、やはり流行語の一つ以上につよい力があつた譯でもないでせう。』

△『同感です。』

●『一體婦人會の委員などに、お偉いお目付役が多すぎますね。一人の肩書が十も二十もつくのでは、本當の仕事は出來まい。』

△『私は先頃の米價つり上げの時もつくづく思つた事だが、この頃は新聞の方が何でも先きで、大に婦人の立つべき場合を示してその蹶起を促す、所が事實に於ては婦人の大衆は中々そこまで來てゐません。』

●『ガス問題で瀧の川の婦人が立つた時でも、瀧の川だけしか起たない、あれが他の隣接町村の婦人も呼應してたつたら、大變よかつたと思ふ。』

△『市政は臺所よりといふ言葉の具體化が何より先きに必要ですね。今は婦人の運動が、餘り抽象的に過ぎる……』

□『滑川の電燈爭議は、出來るといふ心持を大に大衆に與へましたね。』

●『底力のある團結運動の必要を痛切に感じます。つかはない同盟、よまない同盟、買はない同盟、その實行が出來てこその、消費組合運動でもあると信じます。』

△『どうも種々活潑に論じて下さつて有りがたうムいました。』

(六頁よりつゞく)

然らば母は女性は何をしたらよいのであるか。現在の應急手當としては先づ婦人は、自分の持つて居る金紗の羽織を脫がうではないか、そして寄附に賴らず人に賴らず、自分の足と手と心とをもつて何とかして此の新二業地の實現せぬ樣に結束對抗して行かねばならぬ。料理屋に對する不買同盟も可、小學校父兄會から町會を動かすも可。要路の爲政家達にお百度を踏むも勿論の事。又例へ既に許可されたとしても、これを立ち行かぬ樣にしてゆく事は、その町の婦人の團結と輿論の力で出來た例は多い。大いに地元婦人達の奮起を望まざるを得ぬ。然し又更らに今一つ深く考へるならば、婦人の社會に對する無關心が、今日の結果を生み藝妓屋諸君の方が先手を打つたと云ふ次第なので、今後は市町村の自治に對して婦人達が常に常に、警戒監視の任に當る事は勿論、更らに積極的に家庭の純潔平和、子女の教養を守るために、社會の事之れ我が任務として立たねばならない仕儀になつて來たのである。

婦人公民權の要求は余りに當然な事である。

平凡

十月三日創刊號發賣

面白くて爲になる娯樂雜誌

五〇〇頁五十錢

滿鮮を目指して

河崎なつ
金子茂

此度滿鐵の招聘で、婦人視察團の一行に加はり、九月廿五日夜、東京發、次の樣に滿鮮旅行に上ります。各地の會員、會友、誌友の方々に、慌しい旅ではありますが、出來るだけ、お目に懸りたく存じます故、何卒御都合お繰合せ下さいますやう願上げます。御照會は各地の滿鐵事務所宛に願上げます。

尚一行は、吉屋信子、門馬千代子、新妻伊都子氏で、何れも婦選の會員、或は婦選會員の方々でございます。

海外婦選ニュース

△第二十五回の年會

明年六月十七日から二十二日まで獨逸のベルリンで開かるゝ婦人參政權及平等市民權國際同盟の世界大會は第十一回です。千九百四年、ベルリンに於て、初めて國際婦人團體としての大會を開いてから、丁度今度は第二十五回の年會にあたります。

そこで、出來る丈け盛んにこれを記念することになり、幹部の方ではとくからその準備にいそしんでゐます。

國際組織になつた當時は、その加盟國も、ほんの數ふる程よりなかつたものが、現在では四十二ケ國となり、二十五年間の巧績は、まことに目覺しいものであります。

歐洲の諸國、南米の諸國更に東方大部分の諸國には、今尚ほ婦人參政權が認められてゐないとはいへ、世界の大體から見れば、何れの大陸に於ても、どこかの國の婦人が投票權を持つてゐない所はないわけで、社會、國家のために、男子と異つた立場から、婦人の公民としての貢獻と勢力が認められてゐる有樣となりました。

今では職業の方面から見ても、婦人の侵入してゐないものはなく、婦女賣買の惡風も漸次制せられ、婦人の自由、解放は、全體から見て、色々の方面に著しくなりました。

そうして、今後は、一層國際的な婦人の協力と働きが必要であることは様々の點から、眞にはつきりとしたことであります。

第十一回の國際大會には、加盟團體からの代表者は勿論のこと、諸國の婦人團體、及びこの同盟の仕事に興味ある個人の出席をも歡迎することになつて居ります。

◇婦選成就を祝して

祈りと涙と努力の結果、英國婦人が終に男子と同じ資格のもとに參政權を認められるやうになつたことは、既に報じましたが、この、榮光に輝く、歴史上の出來事を祝するため、去る七月十八日、女流議員アスター子爵夫人邸に於て祝賀會が催されました。

當日は、千八百六十七年の昔、ジヨオン・スチユアルト・ミルが選擧法改正案を提げて議會に女權を擁護した頃から既に婦人運動の眞摯な指導者だつたミリセント・フオーセット夫人を初め、婦人參政のために盡した諸方面の女權論者五百名ばかりが集りました。

△米國大統領選擧戰

十一月の大統領選擧戰をひかえて、全米は今世界興味の中心になつてゐます。フーバー勝つかスミス勝つか、共和黨と民主黨とが競ひたつて天下分け目の大政戰が開かれやうとしてゐます。

米國婦人投票者聯盟では逸早く兩政黨の主義綱領などを印刷して、會員が正しき公平な選擇をするやうにしてゐます。同聯盟會長のシエルウキン女史は何と言つてゐるか。曰く、

共和黨は、世界平和を特に强調し、その黨の活動に於て、又は社會的公共の奉仕に於て婦人の力を認めてゐることを嬉しく思ふが、然し、人類の幸福、殊に兒童の福祉といふことに對する政府の責任といふことに就てはあまり考へてゐないやうであることは殘念である。

民主黨は、著しく婦人及び子供の保護の必要を認め、子供を保護することは、國家の義務であることを認めてゐるし、人々の幸福を計るのは政府の責任であることをも認めてゐる、又政事上の男女同權、及び同勞同銀の主張は聯盟でも常に望んでゐるところである。共和黨と同じく、戰爭の廢棄、仲裁の方法をとるといふやうなことも、積極的外交に必要なことである。

△英國女醫界の痛事

反動とでも言ふのでせうか、最近、ロンドンでも有數の病院――キングス・カレエヂ・ホスピタル、ウエストミンスター・ホスピタルその他――が、女醫學生の入學を禁じました。女醫界にとつての一大事であるとして、その方面の聯合委員會も組織されてその對應策を講じてゐますが、如何解決されますか。

このためには、オーストラリアあたりの婦人達からも大いに聲援してゐます。

× × × ×

同志の人々

小出ちか女史

伊藤伸子

今月は一つ地方に筆を移す事とした。その槍玉にまづ上つたのが、我が小出ちか女史である。

小出さんは女史といふより夫人といふのが至當である。夫君は辯護士を業とし傍ら夫妻で、廓清、矯風の事業に盡力されて居る篤志家で、數人の子女の内には已に成人して、各々好める道を擇んで、自由に伸びつゝある、人も羨む良き家庭に、ちか子さんは、女中もおかぬよき主婦である。

婦選獲得同盟が創立當初、宗教思想の異同を問はず、女性の名による大同團結を宣言した時、矯風會地方支部長の位地から、直ちに來り投じたのは夫人であつた。

夫人は、昨夏、本部より市川女史等を招いて、支部發會記念の講演會を開いた砌り、この間の經過を語り、矯風會支部を守り立てつゝ傍ら婦選支部を創設した苦心を述べたが、その時も『皆で一つにならねばならぬと信じる』と繰返して語つた事であつた。

中央ならばいざ知らず、都會とはいへ地方の事では、同志の糾合も中々困難である。殊に會費の負擔に對しては、地方人は、中央の都會人の如く恬淡ではない。從つて、夫人がいくつもの窓所向を進んで受け持つ事は、他目からでは苦しみを汲み分ける所か好きこのんでの苦勞のやうに思はれる事は屢々である。講演會一つやるにも、俥にも乗らず、汗みづくになつて巷々を切符賣りに奔走する、夫君も亦よく之を援け、子達も亦よく母を助

けられるとは云へ、並大抵の事ではないが、夫人は年に數回自分の關係せる團體の爲に、殆ど身一つにこの苦を引受けてする。

『小出さんの根氣には叶ひません。』とは他の婦人たちのよく言にする所らしい。この粘りづよい、蟻の樣に營々と働かれる小出さんには信用も亦地味に靜かに加はつて行く。表面好きはしなくても一度接して氣心がわかつたら離れるものはない、如何にも裏日本の女性といふにふさはしい根づよさをもつ人である。

獲得同盟は方針として支部の設置を急がない。何故ならば、地方に根城を据えて、困難な仕事をしつかり負つて起つ人が、見つからなくては、たゞ看板だけ掛けてみたとて、何にもならないからである。

此意味からいへば、小出さんは、申分のない支部長さん、本部が安神して任せておける人なのである。小出さんは毎年上京するその時にはちやんと支部の會費を取まとめて本部に納め、かつて一度の世話を燒かした事もない。こんな事は何でもない事の樣で、實は決して容易な事ではない。

小出さんは、矢島楫子氏の薫陶を受けた人で、故先生の精神は、夫人の脈管にも流れて居る、一度心決せば巖もゆるがす大勇猛心の所有者である事は、往年新潟の二業地反對運動に、鐵火の働らきを爲して、無事成功した過去に照して明らかである。

今春の選擧戰に、普選達成のビラを撒いた時何か夫君の政黨の手先に使はれた如く、警察側に思はれた時の口惜しさを、夫人は、四月總會の席上で述べて、『こういふ事があるから尚一層やりますとも。』と大に決心の色をみせてゐたが、地方の天地は狹い。冀くば健在自愛せられんことを。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

麴町だより

八月十八日
この日、しもつけ、しなのゝ旅から歸つた金子氏と入れ代りに、旬日の休暇を利用して、さつさと故里信濃へとび出してしまつたものである。相にくの雨が、碓氷の洞門へかゝる頃には深い霧になつて、夕ぐれの高原の冷氣は秋の半頃の樣であつた。澄んだ空氣と新鮮な食味と涙のこぼれ相な故郷の人々の情に甘へてゐた十餘日間、一方バラックの二階では横暴な天候に惱まされつゝ、秋への準備に忙殺されてゐた譯である。

九月一日
映畫會のポスターの廣告をネッスルミルクへ、プログラムを女人藝術へ約束成る。

九月五日
招電ではないが金子さんの手紙に急據繪具箱を脊負つて飛んで來た優ちやんをわずらはしてポスターの製作にかゝる。今年は、デザインの謝禮まで節約しようと言ふので大變な意氣込みだ。之も節約の結果として色は二色、しかもその一はすでにブリューと定められてゐるので大分苦心の樣である。消ゴムと鉛筆が忙しく紙の上をすべる美しい文字が出來上る、が繪具の段になると優ちやんと金子さんの首が急角度に傾いてしまふ。どうかしら、大丈夫かしら、と心殘り相に繪筆を擱いたのが八時に近かつたらうか。優ちやんの居がすつかり繪具の洗禮を受けてゐた。

九月七日
麴町署の×氏來所、市川さんの御歸朝談を伺ひに出かけた、と言ふ。狐にばかされた樣である。どこかの新聞が寫眞まで入れて歸國を報じたとかであつた。
「さうですか、私は又少し落ちつかれてからゆつくりと思つて、これでもよほど日を置いて伺つたつもりでした」と大笑である例の腱日會の方の後始末の中まだ二三引かゝつてゐたが、昨日全部出來、今日それぞれ手渡して長い間の責をやうやくにのがれた。よくも惡くも學期試驗の終つた日の氣もちに似たものを感じる。
六時半から中央委員會、
出席――藤原、千本木、竹内、坂本、金子の五氏。井上たみ氏傍聽。規定によると、定員に滿たず流會の筈であるが、それ所ではなく、映畫會の切符一〇〇枚づゝ引受けて頂く事になる。

九月十一日
來訪者――竹中氏。竹田氏。竹内氏。社民黨二氏。成田正純氏。滿鐵川西氏。お客樣も多いが、竹の字もよくならんだものだな、と書いて見て感心する。川西氏は金子さんの今度の滿鮮旅行についてゞある。
秋の運動を控へて四週間の金子さんの旅行はずゐ分應へるが、滿鐵の折角の招待ではあり、それに度々はない好機だからと、先達の理事會で可決された譯である。
「私にだつてそれ位の御褒美はくれたつていゝでせうつて高飛車に出てやうやくお許しを頂いたのよ」と金子さんは笑つてゐた。

九月十二日
ポスターが出來て來た。あれだけの制限に苦しめられたのにもかゝはらず大變見事に出來た。優ちやんがきつと飛び上つて喜ぶだらう。やがては繪の先生にならうとする人を捕へて「優ちやん」とは失禮かもしれないが、どうもさう呼びたい人である。早速、報知、ネッスルミルク、瀧田氏等へとゞけた。

九月十四日
市川氏より便りあり、久布白金子兩氏外四枚、それ等を總合すると、原稿もはかどらず今月七日までホノルヽに止つてゐたものらしい。とつくに人とたつた二人で大宮殿の樣な家におさまつて、街にもよほどなれた相である。この日入港の船で、井上、藤田、正田氏等歸國。金子氏東京驛に出迎ふ。

九月十九日
この二三日來ポスターを、銀座、日本橋、神田、四谷、三番町、芝方面へ配つた。雨の爲に思ふ樣にならなかつたが、店先へ立つて見ていろ〳〵の人の心の動き方を見せつけられた。これはビラ撒きや、切符を送つた場合にも、同じ樣な事を經驗する所であるが、感情を殺して冷たい批判の目を眺める時、かなり面白いものをつかむ事が出來る。更に又一日を置いてその邊を歩いて見ると、一層興味のある事實にぶつかるものである。

九月二十二日
映畫會である。午後三時事務所を閉ぢて、報知へ圓タクを馳らせる。丁度夕刊を締切つた所で社内は「動」其ものの樣であつた。明るい華やかな、光と色と音の交錯に暫くの時が過ぎて、七時、先づ「伸び行く少女」がスクリーンを通して話しかける。終ると「汐くみ」である。黑ビロードの緞帳の前に菊子孃の汐くみ桶を肩にした舞姿が現れる。明るい灯の下、板をふむ音、長い双の袂が舞ひ狂ふ。
美酒に醉つた樣な數分間が過ぎて再び暗が來て、ミルク製造の實寫、「南京豆小僧大成功」最後に「野鴨」である。大分寫眞がいたんではゐたが矢張り野鴨は野鴨である。父と母の爭ひ　ヘドウイヒ、あゝ彼奴さえなかつたら――その父の一言をもれ聞いたヘドウイヒは野鴨をうつ爲ひそかに持ち出した銃で自らの生命を斷つてしまふ。その頃になると誰も彼もあはたゞしく涙を拭つてゐた。ヘドウイヒの可憐な幼い姿がいつまでも頭の底に殘つて消えない。會の終つたのは十時をよほど過ぎてゐた。入場者凡七〇〇人。盛會と言ふべきであつたらう。

九月二十五日
八木橋氏來所。いよ〳〵今夜八時四十五分滿鮮の旅に上る金子幹事の留守中の打合せや、映畫會の殘務整理や、十月號の編輯に忙しく日が暮れる。
お月見は丁度船の上になるので、取り殘される連中羨ましがる事一通りではない。長春はもう雪が來た相である。

編輯餘録

◇

ひし〳〵と秋がせまつてまゐります。眞夏らしい蟬時雨も聽かなかつた今年の夏はいかにも呆氣なく過ぎたやうに思はれます。
皆さま、お體に御注意を！

◇

海の彼方に大統領の選擧でラヂオ戰を試みて結果は良好だと傳へられてゐますアメリカに婦人投票者の頼母しい活動を思ふと、我國の沈滯した狀態がもどかしく思はれます。

◇

議會シーズンに間もありません。
これから議會や政黨の委員は勿論のこと、各部が打つて一丸となつて今期の議會に打つつかつてゆかうとしてゐます。
秋冷の好季、同志よ　　かに在せ。

◇

今月號は、なか〳〵原稿がまとまらなくて困りました。
期日で締切つてどん〳〵出せばいゝやうなものゝ、かうした動いてやまぬ團體の生命に生きるものとしては已むを得ませぬ。又、それ丈け、動くものゝ姿や力をも感じて頂けるだらうと存じます。

◇

本號には匿名座談會の記を入れました編輯部から秋の夜の空に噴出した石ころとも見られませう。

◇

市川房枝氏は既に米本國に上陸。大統領選擧戰を觀た上で直に歸國の途についても、こちらに到着は十二月の十五、六日頃にならうとのこと。

◇

河崎、金子、新妻の諸氏は滿鮮旅行中です。いづれ、いろ〳〵のおみやげ談がございませう。ことによると、途中まで同行、フランス行きの吉屋、門馬の二氏を交へての面白い車中座談會が聽かれるかも知れません。それは來月號に。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF CALIFORNIA

ロシア問題研究家へ

ソヴエト・ロシアに關する知識をもつとも正確に把握するために

ソヴェト・ロシア辭典 ロシア問題研究所編纂(美本全一冊六號組 四六判三百六十頁)

一冊を座右にせられんことを御すゝめ致します。

内容

第一部――ソヴエト・ロシアの制度、組織、政治、經濟、歷史、地理その他六百項の語彙についての平明親切な解說。

第二部――主として現在活動しつゝある有名人物三百餘名の人名辭典

附錄――ソヴエト社會主義共和國聯邦の憲法(全譯)。ロシア社會主義聯邦ソヴエト共和國の改訂憲法(全譯)。ソヴエト聯邦統計概觀重要職員表。改正地名表。ソヴエト諸機構の圖解。聯邦の地圖十數葉。露語新熟語・略語字引。

定價 金貳圓(送料十錢)

發賣所 希望閣

牛込區早稻田鶴卷町四七一

振替東京六七五一九番

全國有名書店で賣つておりますが、品切の節は發賣所へ直接御申込み下さい。

スラ〳〵ト

書キヤスキ

天下一品

贈ツテ安心

受ケテ嬉シイ

高尚優美

(全國ノ紙文具店ニアリ)

●日本で唯一の帝國發明協會表彰權威あるお醬油●

マルジヨー

釀 最上醬油

釀 甘露醬油

之れは日本一のおいしいお醬油でありまして何れのお料理にも好適の優良品であります。之れは世界一美味濃厚の特製品でありましてかけ醬油つけ醬油としてなくてならぬ最適品であります。

祈婦選成就

東京市小石川區表町

日本釀造工業株式會社

電話小石川一〇一六 二二九四番

三越、白木、松屋、松坂屋、菊屋、龜屋、府公設市場其他有名食料品店にあります。本社へ御電話下されば市の內外を問はず直ちに無料で御屆け申ます。

無料配達

定價

釀 最上醬油(一升壜入 金七十錢 九升樽入 金五圓三十錢)

釀 甘露醬油(四合壜入 金五十五錢 一升壜入 金一圓)

●日本唯一の日米特許の理想的完全のお醬油●

產婦人科 小兒科

隨時入院の需めに應ず

診察 毎日 宅診午前 往診午後

院長 吉岡彌生

副院長 吉岡房子

東京市牛込區下宮比町四

東京至誠病院

電話牛込三五五

產科婦人科 小兒科

隨時入院の需めに應ず

宅診午前 往診午後

四谷區三光町一

樹德堂

井出醫院

電話四谷一四六〇番

院長 竹內茂代

本誌定價

一部五錢(郵税二錢)

一ケ年六十錢(郵税共)

昭和三年九月廿八日印刷納本

昭和三年十月一日發行

編輯印刷兼發行人 市川房枝

印刷所 芝區南佐久間町一丁目一番地 研文社印刷所

發行所 東京市麹町區麹町四丁目五番地 婦選獲得同盟

電話九段一七一九番

振替東京七〇三八三番